

平成 3 0 年 度  
行 政 監 査 報 告 書

「庁用自動車の管理について」

加 古 川 市 監 査 委 員

## 目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の期間	1
4	監査の対象部局	1
5	監査の対象年度及び車両	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	1
8	用語の定義	1
第 2	監査の結果	3
1	公用車の保有状況等	3
	(1) 車両の保有状況	3
	(2) 経過年数の状況	4
	(3) 総走行距離別の状況	6
	(4) 年間走行距離等の状況	7
	(5) 稼働率の状況	9
	(6) 環境に配慮した車両の保有状況	10
	(7) ETC、カーナビ及びドライブレコーダーの搭載と スタッドレスタイヤの保有状況	11
2	維持管理等の状況	11
	(1) 維持管理経費	11
	(2) 車検、法定定期点検、修繕に係る業者との契約方法	12
	(3) 公用車の更新基準	12
	(4) 購入又はリースの判断基準	13
	(5) 公用車の売却手続き	13
	(6) 公用車の鍵の保管場所	13
3	交通安全対策の状況	14
	(1) 交通事故の発生状況	14
	(2) 交通安全研修の実施状況	15
	(3) 自動車安全運転に係る指導、監督の実施状況	15

(4) 交通事故当事者に対する指導教育	-----	15
(5) 公用車の運転者指定基準	-----	15
(6) 運転免許証の確認規定	-----	15
(7) アルコールチェック	-----	16
(8) 運転日誌の整備状況	-----	16
(9) 公用車の運転中における交通違反（交通事故を除く） の報告義務の規定	-----	16
4 その他	-----	16
(1) 出張等の旅行における私有自動車等の使用許可基準	-----	16
(2) 私有自動車等による旅行中における交通違反及び交 通事故の報告	-----	16
(3) 私有自動車等による旅行中に発生した交通事故及び 損害賠償への対応	-----	16
第3 意見	-----	17
1 効率的な運用と適正配置について	-----	17
2 効果的な更新について	-----	17
(1) 更新基準	-----	17
(2) 更新方法	-----	18
(3) 保有台数（車種の適正化）	-----	18
(4) 環境配慮車の配置	-----	18
3 適正な管理について	-----	19
(1) 効率的な運行管理	-----	19
(2) 車両の一斉点検	-----	19
(3) 売却手続きの効率化	-----	19
(4) 車検、修繕などの業者選定の適正化	-----	19
(5) 法定定期点検の実施	-----	20
(6) 燃料費の削減	-----	20
4 交通事故防止について	-----	20
(1) 運転できる者の基準	-----	20
(2) アルコールチェック	-----	20
(3) ドライブレコーダーの導入促進	-----	21
(4) 安全運転管理	-----	21
資料	-----	22

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

庁用自動車の管理について

### 2 監査の趣旨

本市では、公務を効率的・機動的に推進するため、多数の庁用自動車（以下「公用車」という。）が配置され、車両の取得・維持管理に多額の支出を要している。厳しい財政状況のもと、公用車のより一層の適切な管理と運用が求められている。また、交通事故も一定件数見られ、交通安全対策の徹底が求められている。

そこで、公用車管理の実態の把握や問題点を分析し、公用車の適切な管理と効率的な運用に資すること及び交通安全対策の取組みについて検証し、今後の事務改善に資することを目的として監査を実施した。

### 3 監査の期間

平成30年9月28日から平成31年3月27日まで

### 4 監査の対象部局

全部局

### 5 監査の対象年度及び車両

平成29年度に保有（リース等を含む。）していた公用車（自動二輪車及び原動機付自転車並びにフォークリフト、ショベルカー等の主に構内で使用する車両を除く。）とする。

### 6 監査の方法

対象部局に調査票及び関係書類の提出を求め、書面審査を実施するとともに、必要に応じてヒアリング調査を実施した。

### 7 監査の着眼点

- (1) 使用は効率的か
- (2) 配置や更新は適切か
- (3) 運行管理や保管は適切か
- (4) 整備は適切か
- (5) 安全対策は適切か
- (6) 環境への配慮は適切か

### 8 用語の定義

- (1) 専用車 特定の者の乗用に供する自動車
- (2) 業務用車 特定の課が所管する、当該課の業務の用に供する自動車
- (3) 共用車 総務部管財契約課が所管する、専用車及び業務用車を除くす

- すべての自動車
- (4) 乗合自動車      バス
  - (5) 特種用途自動車      救急車、塵芥収集車、し尿収集車などの特種な用途に応じた設備を有する自動車
  - (6) 見積り合わせ      随意契約において、2者以上から見積書を徴取して契約の相手方を決定する契約方法
  - (7) 1者随契      随意契約において、特定の1者だけから見積書を徴取して契約の相手方を決定する契約方法

## 第2 監査の結果

### 1 公用車の保有状況等

#### (1) 車両の保有状況

監査対象とした車両の保有状況は、表1-1及び表1-2のとおりである。

表1-1 所管部署別の保有状況 (単位：台)

所管部署	普通自動車		小型自動車		軽自動車		乗合自動車	特種用途自動車	合計
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物			
専用車	3		3						6
共用車		1	1	9	5	37	1	1	55
秘書室					1				1
総務部			1			2		1	4
税務部					5	8			13
市民部				1	1	22			24
協働推進部			4	1					5
産業経済部						2			2
環境部		8		4	2	14		39	67
福祉部				1	7	5	3		16
こども部				2	2	1	2	1	8
建設部		1		8		17		5	31
都市計画部			1	2		3			6
上下水道局		1	1	1	1	25		2	31
消防本部	1			7		4	1	86	99
教育総務部		2				4	6		12
教育指導部				13	1	8			22
合計	4	13	11	49	25	152	13	135	402
割合	1.0%	3.2%	2.7%	12.2%	6.2%	37.8%	3.2%	33.6%	100.0%

(注) 消防本部は、各分署や分団の車両を含む。

各表の割合の表示について、小数点以下の端数処理の関係上、各項目を合計しても100%にならない場合がある。なお、以降の表においても同様。

表1-2 取得方法別の保有状況 (単位：台)

車種	区分	購入	リース	寄贈	無償借受	合計
	普通自動車	乗用	4			
貨物		12			1	13
小型自動車	乗用	10	1			11
	貨物	47	1		1	49
軽自動車	乗用	24		1		25
	貨物	131	21			152
小計		228	23	1	2	254
乗合自動車		13				13
特種用途自動車		135				135
小計		148				148
合計		376	23	1	2	402

平成 29 年度中に保有していた車両の総数は、402 台であった。市所有は 379 台（うち、購入 376 台、寄贈 1 台（野口市民センター（市民部））、無償借受 2 台（環境政策課（環境部）、高齢者・地域福祉課（福祉部））、リース 23 台（上下水道局のみ）で、軽自動車（貨物）が 152 台（全体の 37.8%）と最も多く、次いで、特種用途自動車 135 台（全体の 33.6%）で、この 2 車種で 71.5% を占めている。

## （2）経過年数の状況

公用車の初度登録・初度検査からの経過年数の状況は、表 2-1 から表 2-3 のとおりである。

表 2-1 車種別の経過年数の状況

（単位：台）

経過年数 車種		3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上 11年未満	11年以上 13年未満	13年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	合計
		普通 自動車	乗用	2	1	1					
	貨物	2				1	2	3	5		13
小型 自動車	乗用	3	3		2	1	2				11
	リース				(1)						(1)
	貨物	2	2		2	5	10	8	16	4	49
	リース	(1)									(1)
軽 自動車	乗用	4		3	3	7	4	1	3		25
	貨物	16	10	23	19	19	18	11	28	8	152
	リース	(6)	(2)	(3)	(10)						(21)
小計		29	16	27	26	33	36	23	52	12	254
小計（リース）		(7)	(2)	(3)	(11)						(23)
乗合自動車				1	1	1	4	3	3		13
特種用途自動車		24	17	16	12	5	23	24	13	1	135
小計		24	17	17	13	6	27	27	16	1	148
合計		53	33	44	39	39	63	50	68	13	402
合計（リース）		(7)	(2)	(3)	(11)						(23)
割合		13.2%	8.2%	10.9%	9.7%	9.7%	15.7%	12.4%	16.9%	3.2%	100.0%
割合（リース）		1.7%	0.5%	0.7%	2.7%						5.7%

（注）リースの台数は、内書きで示している（表 2-2 も同様）。

表2-2 所管部署別の経過年数の状況（乗合、特種用途自動車を除く）（単位：台）

経過年数 所管部署	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上 11年未満	11年以上 13年未満	13年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	合計
専用車	2	1	1		1	1				6
共用車	4	6	13	6	8	8	3	5		53
秘書室	1									1
総務部		1				1	1			3
税務部	2	1	3		1		3	3		13
市民部	3		2		8	7	1	2	1	24
協働推進部		3		1				1		5
産業経済部					1			1		2
環境部	5		1	2	2	5	2	8	3	28
福祉部	1	1		5	5		1			13
こども部			1		2		1	1		5
建設部			1		2	2	4	15	2	26
都市計画部	1							3	2	6
上下水道局	7	3	5	11	1	1	1			29
(リース)	(7)	(2)	(3)	(11)						(23)
消防本部	1			1	1	3	1	5		12
教育総務部	1					1	1	2	1	6
教育指導部	1				1	7	4	6	3	22
合計	29	16	27	26	33	36	23	52	12	254
合計(リース)	(7)	(2)	(3)	(11)						(23)
割合	11.4%	6.3%	10.6%	10.2%	13.0%	14.2%	9.1%	20.5%	4.7%	100.0%
割合(リース)	2.8%	0.8%	1.2%	4.3%						9.1%

表2-3 所管部署別の経過年数の状況（乗合、特種用途自動車）（単位：台）

経過年数 所管部署	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上 11年未満	11年以上 13年未満	13年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	合計
共用車							2			2
総務部									1	1
環境部	8	5	4	2		10	9	1		39
福祉部			1	1		1				3
こども部								3		3
建設部				1		1	2	1		5
上下水道局			1			1				2
消防本部	16	12	11	9	5	12	12	10		87
教育総務部					1	2	2	1		6
合計	24	17	17	13	6	27	27	16	1	148
割合	16.2%	11.5%	11.5%	8.8%	4.1%	18.2%	18.2%	10.8%	0.7%	100.0%

経過年数別に見ると、11年以上経過している車両が半数近くを占めている。

(3) 総走行距離別の状況

車種別及び所管部署別の総走行距離別台数は、表 3-1 から表 3-3 のとおりである。

表3-1 車種別の走行距離の状況 (単位：台)

車種	走行距離	3万km未満	3万km以上 6万km未満	6万km以上 9万km未満	9万km以上 12万km未満	12万km以上 15万km未満	15万km以上 20万km未満	20万km以上	合計
		普通自動車	乗用	2	2				
	貨物	7	3	2				1	13
小型自動車	乗用	3	2	4	2				11
	リース	(1)							(1)
	貨物	10	16	15	6		2		49
	リース	(1)							(1)
軽自動車	乗用	7	7	9	2				25
	貨物	41	55	32	18	5	1		152
	リース	(13)	(8)						(21)
小計		70	85	62	28	5	3	1	254
小計(リース)		(15)	(8)						(23)
乗合自動車			3	5		3	1	1	13
特種用途自動車		71	18	15	6	8	5	12	135
小計		71	21	20	6	11	6	13	148
合計		141	106	82	34	16	9	14	402
合計(リース)		(15)	(8)						(23)
割合		35.1%	26.4%	20.4%	8.5%	4.0%	2.2%	3.5%	100.0%
割合(リース)		3.7%	2.0%						5.7%

(注) リースの台数は、内書きで示している(表 3-2 も同様)。

表3-2 所管部署別の走行距離の状況(乗合、特種用途自動車を除く) (単位：台)

所管部署	走行距離	3万km未満	3万km以上 6万km未満	6万km以上 9万km未満	9万km以上 12万km未満	12万km以上 15万km未満	15万km以上 20万km未満	20万km以上	合計
		専用车	3	1	1	1			
共用車	9	23	16	5					53
秘書室	1								1
総務部		1	1		1				3
税務部	6	4		3					13
市民部	8	8	4	3	1				24
協働推進部		2	2	1					5
産業経済部		2							2
環境部	10	11	3	2		1	1		28
福祉部	4	2	7						13
こども部	1	2	2						5
建設部	4	2	9	7	3	1			26
都市計画部		2	3	1					6
上下水道局	16	11	2						29
(リース)	(15)	(8)							(23)
消防本部	1	5	4	1		1			12
教育総務部	1		3	2					6
教育指導部	6	9	5	2					22
合計		70	85	62	28	5	3	1	254
割合		27.6%	33.5%	24.4%	11.0%	2.0%	1.2%	0.4%	100.0%
割合(リース)		5.9%	3.1%						9.1%

表3-3 所管部署別の走行距離の状況（乗合、特種用途自動車）（単位：台）

所管部署	走行距離							合計
	3万km未満	3万km以上 6万km未満	6万km以上 9万km未満	9万km以上 12万km未満	12万km以上 15万km未満	15万km以上 20万km未満	20万km以上	
共用車			1			1		2
総務部			1					1
環境部	5	10	4	4	3	2	11	39
福祉部			1		1		1	3
こども部			3					3
建設部	1		1		2		1	5
上下水道局	2							2
消防本部	63	9	8	2	3	2		87
教育総務部		2	1		2	1		6
合計	71	21	20	6	11	6	13	148
割合	48.0%	14.2%	13.5%	4.1%	7.4%	4.1%	8.8%	100.0%

最も総走行距離が多いのは、福祉部所管の乗合自動車で、414,846Kmであった。他に走行距離が200,000Km以上となる車両は、環境部の特種用途自動車11台及び普通貨物自動車1台、建設部の特種用途自動車1台であった。

#### （4）年間走行距離等の状況

全体の年間平均走行距離は5,403Km、乗合自動車及び特種用途自動車を除くと4,707Kmであり、車種別及び所管部署別の内訳は、表4-1から表4-3のとおりである。

表4-1 車種別の年間走行距離等の状況（単位：台、Km、日）

車種	走行距離	台数	年間走行距離 累計	1台あたり年間走行距離			平均稼働 日数	1日1台あたり 走行距離
				平均	最高	最低		
普通 自動車	乗用	4	36,390	9,098	21,424	3,358	166	55
	貨物	13	49,251	3,789	9,726	234	129	29
小型 自動車	乗用	11	104,001	9,455	21,757	1,597	154	61
	貨物	49	167,216	3,413	12,742	298	137	25
軽 自動車	乗用	25	109,050	4,362	8,068	1,706	186	23
	貨物	152	729,676	4,801	18,377	45	171	28
小計		254	1,195,584	4,707	—	—	162	29
乗合自動車		13	132,054	10,158	45,028	2,202	197	51
特種用途自動車		134	838,911	6,261	39,382	87	141	44
小計		147	970,965	6,605	—	—	146	45
合計		401	2,166,549	5,403	—	—	156	35

（注）管財契約課所管の特種用途自動車1台は、走行距離が不明のため台数から除外した（特種用途自動車135台→134台）。

平均稼働日数について、管財契約課所管の特種用途自動車1台、観光振興課（産業経済部）及び健康課（福祉部）の軽自動車（貨物）2台は、稼働日数が不明のため除外した（軽自動車（貨物）152台→150台、特種用途自動車135台→134台）。

1日1台あたり走行距離は、平成30年3月31日現在の台数で除して算出した（表4-2及び表4-3も同様）。

表4-2 所管部署別の年間走行距離等の状況（乗合、特種用途自動車を除く）（単位：台、Km、日）

所管部署	走行距離 台数	年間走行距離 累計	1台あたり年間走行距離			平均稼働 日数	1日1台あた り走行距離
			平均	最高	最低		
専用車	6	22,713	3,786	7,871	1,966	113	33
共用車	53	346,886	6,545	11,755	1,193	196	33
秘書室	1	2,765	2,765	2,765	2,765	133	21
総務部	3	32,751	10,917	15,131	5,162	229	48
税務部	13	41,389	3,184	5,675	625	116	27
市民部	24	100,848	4,202	12,329	450	168	25
協働推進部	5	69,821	13,964	21,757	2,147	206	68
産業経済部	2	7,287	3,644	6,134	1,153	60	61
環境部	28	134,325	4,797	18,377	433	166	29
福祉部	13	60,097	4,623	8,068	1,445	193	24
こども部	5	12,702	2,540	5,506	740	145	18
建設部	26	100,066	3,849	12,742	234	129	30
都市計画部	6	28,283	4,714	16,420	1,145	136	35
上下水道局	29	120,045	4,139	8,514	1,597	156	27
消防本部	12	60,936	5,078	21,424	45	194	26
教育総務部	6	13,002	2,167	5,642	206	84	26
教育指導部	22	41,668	1,894	4,394	202	138	14
合計	254	1,195,584	4,707	—	—	162	29

表4-3 所管部署別の年間走行距離等の状況（乗合、特種用途自動車）（単位：台、Km、日）

所管部署	走行距離 台数	年間走行距離 累計	1台あたり年間走行距離			平均稼働 日数	1日1台あた り走行距離
			平均	最高	最低		
共用車	1	8,529	8,529	8,529	8,529	82	104
総務部	1	178	178	178	178	16	11
環境部	39	464,227	11,903	20,910	335	178	67
福祉部	3	73,028	24,343	45,028	13,300	269	90
こども部	3	11,051	3,684	6,182	2,202	171	22
建設部	5	28,028	5,606	9,909	536	150	37
上下水道局	2	843	422	442	401	14	30
消防本部	87	342,010	3,931	39,382	87	128	31
教育総務部	6	43,071	7,179	13,083	2,315	199	36
合計	147	970,965	6,605	—	—	146	45

(注) 共用車の塵芥収集車は、走行距離が不明のため台数から除外した（2台→1台）。

(5) 稼働率の状況

車種別及び所管部署別の稼働率は、表 5-1 から表 5-3 のとおりである。

表5-1 車種別の稼働率の状況

(単位：台、%)

稼働率		10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上	合計	平均 稼働率
普通 自動車	乗用			2			1	3	63.0
	貨物	2	1	3	2	4	1	13	57.2
小型 自動車	乗用	1	1	3		2	4	11	66.8
	貨物	1	6	12	10	11	2	42	51.5
軽 自動車	乗用			1	8	6	10	25	78.3
	貨物	2	13	15	31	34	51	146	72.0
小計		6	21	36	51	57	69	240	67.8
乗合自動車				1		8	3	12	84.3
特種用途自動車		4		1	2		2	9	42.1
小計		4	0	2	2	8	5	21	66.2
合計		10	21	38	53	65	74	261	67.6

(注) 稼働率は、29年度稼働日数を29年度の開庁日の244日(ただし、年度途中で取得の場合は、それ以降の開庁日数、廃車の場合はそれまでの開庁日数。)で除したもの。なお、土、日、祝日の稼働が多いと稼働率が100%を超える場合がある。

共用車の特種用途自動車、観光振興課(産業経済部)及び健康課(福祉部)は、稼働日数が不明のため除外した(3台)。

環境部の特種用途自動車は除外した(39台)。

消防本部は、特種用途自動車の主となるため除外した(99台)。

平均稼働率は、年度の途中で取得又は廃車した車両を除外して算出した(9台)(表5-2及び表5-3も同様)。

表5-2 所管部署別の稼働率の状況(乗合、特種用途自動車を除く)

(単位：台)

稼働率	10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上	合計
専用车	1		4			1	6
共用車		2	5	6	13	27	53
秘書室				1			1
総務部					1	2	3
税務部		4		7	2		13
市民部		1	3	7	3	10	24
協働推進部				1	1	3	5
産業経済部			1				1
環境部		3	4	6	9	6	28
福祉部			1	1	1	9	12
こども部			1	3	1		5
建設部	2	6	2	3	10	3	26
都市計画部		1	2	1	1	1	6
上下水道局		1	7	9	8	4	29
教育総務部	2	1	1		1	1	6
教育指導部	1	2	5	6	6	2	22
合計	6	21	36	51	57	69	240
割合	2.5%	8.8%	15.0%	21.3%	23.8%	28.8%	100.0%

表5-3 所管部署別の稼働率の状況（乗合、特種用途自動車）

（単位：台）

稼働率 所管部署	稼働率						合計
	10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上	
共用車			1				1
総務部	1						1
福祉部						3	3
こども部				1	2		3
建設部	1		1	1		2	5
上下水道局	2						2
教育総務部					6		6
合計	4	0	2	2	8	5	21
割合	19.0%	0.0%	9.5%	9.5%	38.1%	23.8%	100.0%

稼働率が30%未満（おおむね年間稼働日数73日以下）の車両について理由を確認したところ、「給水車で応援やにごり水が出た時に使用するため」「予備の塵芥収集車で災害時などに使用するため」「ユニック車（クレーンを装備したトラック）で利用が少ないため」など業務時期や機会が限定されているものや、「原則として、税の訪問徴収業務をしなくなったため」など業務内容の変更により、公用車の使用が減少したなどであった。

## （6）環境に配慮した車両の保有状況

表6 低公害車の保有状況

（単位：台）

区分	普通自動車		小型自動車		軽自動車		乗合 自動車	特種 用途 自動車	合計
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物			
電気自動車	1	1							2
天然ガス自動車						4			4
ハイブリッド自動車	2		4					2	8
合計	3	1	4	0	0	4	0	2	14

（注）電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のみ保有状況をまとめている。

電気自動車が2台（専用車1台、環境政策課（環境部）1台）、天然ガス自動車が4台（観光振興課（産業経済部）、加古川市民センター、平岡市民センター、別府市民センター（いずれも市民部））、ハイブリッド自動車が8台（専用車5台、環境第1課（環境部）2台、都市計画課（都市計画部）1台）であった。

本市では、環境に配慮した車を導入することとしており、自動車購入に際し、環境政策課に自動車購入予定届出書を提出し意見を求めることになっている。

(7) ETC、カーナビ及びドライブレコーダーの搭載とスタッドレスタイヤの保有状況

所管部署別ETC等の保有状況は、表7のとおりである。

表7 所管部署別のETC等の保有状況 (単位：台)

所管部署	台数	ETC	カーナビ	ドライブレコーダー	スタッドレス タイヤ
専用車	6	6	6	6	
共用車	55	3	5	54	11
秘書室	1			1	
総務部	4		1	3	
税務部	13			2	
市民部	24			5	
協働推進部	5			5	
産業経済部	2				
環境部	67			16	
福祉部	16	1		7	
こども部	8			2	
建設部	31				4
都市計画部	6	1	1	4	1
上下水道局	31	1	1	6	
消防本部	99		28	52	27
教育総務部	12			3	
教育指導部	22			1	
合計	402	12	42	167	43

2 維持管理等の状況

(1) 維持管理経費

所管部署別の維持管理経費は、表8のとおりである。

表8 所管部署別の維持管理経費の状況 (単位：台、円)

所管部署	台数	燃料費	修繕費			自賠責 保険料	自動車 重量税	合計	1台あたり の平均
			車検	定期点検	その他				
専用車	6	4,830,863	72,303	29,500	211,248	57,780	70,000	5,271,694	139,133
共用車	55		1,337,711	267,098	491,680	751,020	367,900	3,215,409	
秘書室	1	38,619			14,169			52,788	52,788
総務部	4	418,854	126,398	75,157	47,563	50,900	31,200	750,072	187,518
税務部	13	516,770	285,594	51,040	125,808	248,880	52,800	1,280,892	98,530
市民部	24	1,327,525	834,120	86,292	256,442	344,070	93,300	2,941,749	122,573
協働推進部	5	833,251	32,420	34,560	245,583	17,350	12,300	1,175,464	235,093
産業経済部	2	66,097	160,042			50,140	14,800	291,079	145,540
環境部	67	12,920,297	6,487,908	1,154,405	11,436,403	1,090,330	1,623,300	34,712,643	518,099
福祉部	16	654,350	265,689	86,084	71,409	193,680	84,700	1,355,912	84,745
こども部	8	220,672	205,830	18,239	24,479	90,510	80,600	640,330	80,041
建設部	31	2,227,090	1,445,918	232,240	682,279	349,000	356,600	5,293,127	170,746
都市計画部	6	169,778	159,542	69,076		99,810	41,400	539,606	89,934
上下水道局	31	1,416,174	538,424	14,796	59,292	729,240	267,500	3,025,426	97,594
消防本部	99	12,506,760	3,521,150	751,031	5,936,182	1,015,180	4,312,300	28,042,603	283,259
教育総務部	12	102,180	74,270		128,560	235,500	307,400	847,910	70,659
教育指導部	22	656,179	1,192,113		85,698	313,190	135,700	2,382,880	108,313
合計	402	38,905,459	16,739,432	2,869,518	19,816,795	5,636,580	7,851,800	91,819,584	228,407

(注) 専用車及び共用車の燃料費については、1年間の燃料費の合計額の回答があったため、合算額を記載している。

車両の運行委託の場合、委託先が委託料から車検費用等を負担している場合や車検及び自賠責保険料は更新年により費用の発生年度が異なるため、1台あたりの平均は参考として記載した。

(2) 車検、法定定期点検、修繕に係る業者との契約方法

車検、法定定期点検、修繕に係る業者との契約方法は、表9のとおりである。

表9 契約方法

区分	契約方法			
	車検	法定定期点検	その他修繕	
共用車	2者見積り合わせ	1者随契	1者随契	
消防本部	2者見積り合わせ			
上下水道局	1者随契 ただし、リース車両は、リース会社が実施			
上記以外の課等	2者以上の見積り合わせ	13	2者以上の見積り合わせ	6
	1者随契	50	1者随契	36
	時期未到来	1	未実施	22
				2者以上の見積り合わせ 6 見積り合わせ又は1者随契 1 1者随契 55 修繕なし 2

なお、公用車の運行管理を委託しているものについては、市が実施しているものと、委託料に車検等の費用を含めて実施しているものがあり、その内容も様々であった。

(3) 公用車の更新基準

公用車の更新基準は、表10のとおりである。

表10 更新基準

所管課等	車種	基準
共用車	小型車（貨物）	使用年数9年以上且つ走行距離9万Km以上
	軽自動車（貨物）	使用年数8年以上且つ走行距離6万Km以上
環境第1課	塵芥収集車	使用年数10年または走行距離20万Kmを目安
環境第2課	し尿収集車	腐食等に伴う架装部分の耐用年数より、常用稼働8年＋予備車3年程度を基準とする
上下水道局	普通車	購入から8年経過又は8万Kmを超える
	軽自動車（貨物）	購入から8年経過又は10万Kmを超える
消防本部 (主なもの)	タンク車	使用年数16年
	ポンプ車、指揮車、搬送車、高所活動車、災害活動支援車、調査広報車	使用年数18年
	はしご車	使用年数20年
	化学車	使用年数20年
	救助工作車	使用年数16年
	救急車	使用年数8年又は走行距離13万Km

上記以外で業務用車を所管している部署については、共用車の更新基準によるものが 36 課等、基準なしが 21 課等であった。

(4) 購入又はリースの判断基準

車両の導入にあたり、上下水道局がリースを原則としている以外は、導入方法（購入又はリース）の基準は定めていなかった。

(5) 公用車の売却手続き

消防本部以外の車両については、管財契約課に所管替え後に会計室にてインターネットオークションにより売却し、消防本部は入札により売却している。なお、平成 27 年度から平成 29 年度までの売却状況は、表 11 のとおりである。

表 11 更新基準

年度 所管部署	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会計室	塵芥収集車1台 し尿収集車1台	し尿収集車1台 ダンプ車1台 バス1台	売却なし
消防本部	積載車2台	水槽車1台 救急自動車1台 小型動力ポンプ付積載車3台	積載車1台 ポンプ車1台 救急自動車1台 小型動力ポンプ付積載車1台

(6) 公用車の鍵の保管場所

公用車の鍵の保管場所は、表 12 のとおりである。

表 12 鍵の保管場所の状況

内容 部署等	1 施錠可能な場 所に鍵を保管し ている	2 施錠可能な場所 に鍵を保管してい ない	備考（2の場合における鍵の 主な保管場所）
業務用車 所管部署	39	22	事務所内ロッカー横 事務所のレターケースの中 整理棚 課内の棚 事務所内の棚のフック 職員の机横
委託先等	11	2	建物内の事務所

### 3 交通安全対策の状況

#### (1) 交通事故の発生状況

平成27年度から平成29年度の交通事故の発生状況は、表13-1及び表13-2のとおりである。

表13-1 交通事故の発生状況

(単位：件、円)

年度	件数等 件数	事故の種別			賠償費用	車の修理費用	全国市有物件災害 共済会から市に 補償された金額
		車両	対物	人身			
平成27年度	17	1	16	1	620,055	807,430	940,483
平成28年度	23	17	23	2	5,766,641	1,619,989	7,270,565
平成29年度	19	8	17	0	1,524,475	615,660	2,119,435
合計	59	26	56	3	7,911,171	3,043,079	10,330,483

(注) 事故の種別について、1台の車両で複数項目に該当するものがあるため、事故の種別の合計と件数は一致しない。

表13-2 部別の交通事故発生件数 (単位：件)

年度 所管部署	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総務部	1	2	1
税務部		2	
市民部	1	2	1
協働推進部		2	2
産業経済部		1	
環境部	3	1	4
こども部	2	1	
建設部	3	3	1
上下水道局	2	2	3
消防本部	3	7	5
教育総務部	1		
教育指導部	1		2
合計	17	23	19

件数に大きな変動はないが、人身事故も発生している。事故の内容としては、「電柱に接触」「市役所敷地内を後進中、金属製手すりに接触」「市所有のプレハブ建物に接触」といった事故や「信号無視で交差点に進入し、2台の車両と接触（市の過失100%）」「自転車に乗っていた小学生と接触（市の過失90%）」「センターラインをオーバーし、相手方車両に接触（市の過失100%）」「信号待ち停車中の相手方車両に追突（市の過失100%）」など、非常に危険な事故も発生している。

(2) 交通安全研修の実施状況

全職員（嘱託及び臨時職員を含む）を対象に、毎年12月に交通安全研修を実施しており、平成29年度の受講人数は2,169人で、受講率は90.5%であった。

公用車を運行管理委託又は貸与している13課等のうち、研修の実施について契約書等に定めているのは障がい者支援課のみで、内容は、「送迎バスの避難訓練を実施している」であった。

(3) 自動車安全運転に係る指導、監督の実施状況

業務用車を所管している部署で指導監督を実施していると回答があったのは29課等で、実施していないと回答があったのは35課等であった。実施内容は、「課内会議や日常業務の中で随時注意喚起等を行っている」「日常、雨天時及び夜間の運転に関する注意喚起等を行っている」「体調について聞き取りを行っている」「交通安全週間での安全運転啓発を行っている」などであった。

(4) 交通事故当事者に対する指導教育

職員研修計画では、公用車を運転中に交通事故を起こした職員を対象に自動車教習所で開催される安全運転自動車教習（スキルアップ研修）の受講を義務づけている。

公用車を運行管理委託又は貸与している13課等のうち、交通事故当事者に対する指導教育について義務づけているものはなかった。

(5) 公用車の運転者指定基準

公用車を運転することができる者の要件については、明確な規定はなく、所属長が承認をすれば誰でも運転できるようになっている。

また、公用車を運行管理委託又は貸与している13課等のうち、契約書等で運転することができる者を定めているのは6課であった。

(6) 運転免許証の確認規定

運転免許証の確認については、総務部長通知により所属長が年2回確認することとなっているが、年2回実施しているのは51課等、年1回のみ実施しているのは13課等であった。公用車を運行管理委託又は貸与している13課等のうち、運転免許証の確認及び市への報告があるのは9課等、確認していないのは4課等であった。

#### (7) アルコールチェック

業務用車を所管している部署で、アルコールを検知する機器を所有しているのは56課等で、その内、チェックをしているのは46課等、運転日誌等に記録しているのは19課等であった。公用車を運行管理委託又は貸与している13課等のうち、機器を所有しているのは7課、チェックをしているのが6課、運転日誌等に記録しているのが5課であった。

#### (8) 運転日誌の整備状況

加古川市自動車管理規程第9条には、自動車の運行前点検を行い、その結果を運転日誌（様式第4号）に記録しなければならない旨規定されている。

提出された運転日誌を確認すると、運行前点検に関する項目がない運転日誌が見受けられるとともに、各課等が使用している運転日誌は、様式が統一されていなかった。

なお、加古川市上下水道局自動車管理規程にも運転日誌に関する規定はあるが、様式が定められていなかった。また、提出された運転日誌を確認すると、運行前点検に関する記録はあるものの、点検項目がない日誌が見受けられた。

#### (9) 公用車の運転中における交通違反（交通事故を除く）の報告義務の規定

総務部、消防本部及び上下水道局のいずれも、定めていなかった。

公用車を運行管理委託又は貸与している13課等のうち、交通事故を含む交通違反の報告義務を契約書等に定めているのが8課、定めていないのが5課であった。

### 4 その他

#### (1) 出張等の旅行における私有自動車等の使用許可基準

加古川市職員等旅費条例の運用方針により明文化している。

#### (2) 私有自動車等による旅行中における交通違反及び交通事故の報告

加古川市職員服務規程第16条により交通事故のみ定めている。

#### (3) 私有自動車等による旅行中に発生した交通事故及び損害賠償への対応

加古川市職員等旅費条例の運用方針により明文化している。

### 第3 意見

#### 1 効率的な運用と適正配置について

本市における公用車全体の平均年間稼働日数は156日、平均年間走行距離は、5,403Kmであった。公用車の平均稼働率は67.6%であり、他市で実施された同テーマの行政監査結果と使用状況を比較すると、調査年度、対象車両数、種別、用途、市域の違いなどから単純比較はできないが、本市の公用車が効率的に運用されているとまでは言えない状況にあると判断される。さらに、公用車の使用状況を個別に見ていくと、稼働日数が少ない車両が見受けられた。今後も公用車の使用状況を把握するなかで、所管替えや共用車への集約等、台数の適正化と共に適正な配置に努められたい。

(参考) 他市の公用車の使用状況 (対象年度順)

(単位: km<sup>2</sup>、日、Km)

市名	市の面積	平均年間稼働日数	平均年間走行距離	対象年度
千葉県松戸市	61.38	183	5,145.5	平成17年度
島根県松江市	572.99	196	8,279	平成21年度
石川県白山市	754.93	163	6,280	平成23年度
山口県下関市	716.10	158	7,546	平成25年度
山形県酒田市	602.97	173	7,163	平成28年度
加古川市	138.48	156	5,403	平成29年度

(注) 他市のデータは、公表されている行政監査報告書から抜粋した。

ただし、松江市及び白山市は、平均年間稼働日数及び平均年間走行距離の記載がなかったため、行政監査報告書に記載されている稼働日数及び年間走行距離の数字から算出した。

#### 2 効果的な更新について

##### (1) 更新基準

公用車の更新基準については、「第2 監査の結果2の(3)」の表のとおりであるが、業務用車については更新基準を定めていない課等もある。また、管財契約課の共用車については、更新対象となる車両の状態を個別に確認するとともに、予算を勘案して更新を判断しているのが実態である。更新基準が形骸化し有効に機能していないのは、更新基準自体が実態に即していないためであると考えられる。確かに車両の状態は一樣ではないため、個別判断を要する部分もあるかもしれないが、悪戯に長期利用をはかることは、修繕料等の維持管理経費が増える可能性や車両の故障による事故の可能性が高まることも考えられる。そこで、車両の安全確保や環境への配慮等から、修繕費の実績データの収集、故障発生度合、他市の基準の把握など、実態に即した妥当性のある全庁的に統一された車両更新基準を策定し、確実に車両の更新がなされるよう検討さ

りたい。

## (2) 更新方法

上下水道局においては、過去に購入した車両については、順次、「リース」に切り替えていく方針であるが、管財契約課が平成 30 年度にリースの導入について、車検費用や修繕費等保有コストを試算し検討したところ、「購入」を選択するとの結論になり、方針が大きく分かれている。これは試算にあたっての使用想定年数や費用（特に人件費の算定など）等の条件設定、事務削減効果の考え方等により結論が分かれたものと推察されるが、車両利用に大きな差があるとも思われないため、今一度、管財契約課と上下水道局で協議の上、市としてより経済的、効率的な統一した更新方法について検討されたい。

## (3) 保有台数（車種の適正化）

更新に際しては、使用状況や使用形態などから、保有台数、車種が適切かどうか検討されたい。例えば、野口公民館及び別府公民館は、軽自動車（貨物）で運用し、それ以外の公民館は、小型自動車（貨物）で運用している。小型自動車（貨物）と軽自動車（貨物）では、車検と法定定期点検の実施時期が異なっており、小型自動車（貨物）は 1 年ごとに車検を行うが、軽自動車（貨物）は 2 年ごとに行うこととなっている。車種を軽自動車に変更することにより、車検及び法定定期点検に係る事務手続きの負担が軽減されるとともに、自動車重量税と自賠責保険料の経費負担も軽減されることになる。各課等で所管している業務用車については、その車両を使用しなければ事務を執行できないか否かを含め、車種の変更や保有台数の見直しによる車両の適正配置を検討し、事務の効率化と経費負担の軽減に繋がられたい。

## (4) 環境配慮車の配置

本市では、公用車の購入に際し、環境に配慮した車を導入することとしている。使用年数の長い車については、現行の燃費基準を満たしていないものは、環境負荷の削減に寄与しない。又、電気自動車についても、使用状況のみならず、災害時における電動モビリティとしての活用も視野に、今後の普及に向けた議論をするなど、引き続き環境へ配慮した車の導入を促進されたい。

### 3 適正な管理について

#### (1) 効率的な運行管理

管財契約課が所管する共用車については、使用する各課等から提出される配車伝票に基づいて使用受付・運行管理を行っている。そのため利用を希望する課等は、管財契約課車両係に共用車の利用状況を逐次確認する必要がある。

この点、公用車の運行管理システムを導入することにより、利用者・管理者ともに事務が効率化し、共用車の空き状況もリアルタイムで確認できること、さらに、利用計画等の調整も容易になるなどのメリットも考えられることから、加古川市におけるシステム導入の可否について調査研究されたい。なお、システム導入促進のためにも、所管替えにより共用車の割合を高めるよう努められたい。

運転日誌については、様式や記入項目の不統一及び運行前点検の記録がなされていないといった不備が見受けられた。統一様式を整備するとともに、適切な運用に努められたい。

#### (2) 車両の一斉点検

車両不備等による交通事故防止を徹底するとともに、市の備品である公用車を職員一人ひとりが快適に使えるよう、丁寧に扱う意識を高めるためにも所管部署ごとに、定期的（月1回など）な車両の一斉点検の実施を検討されたい。

#### (3) 売却手続きの効率化

インターネットオークションによる売却手続きについては、事務の効率化の観点から、会計室と管財契約課に事務手続きが跨っている現状を改めることを検討されたい。

#### (4) 車検、修繕などの業者選定の適正化

車検や法定定期点検を依頼する業者の契約方法については、1者随契が相当数見受けられた。加古川市随意契約ガイドラインでは、「修繕に係る契約で、予定価格が30万円以下のとき」は、1者から見積書を徴すれば足りるものとして取り扱っている。そのため、契約額が30万円を超えない場合、1者随契は認められるものである。しかし、2者から見積書を徴取して決定する見積り合わせを実施している課等もあることや、1者随契では、特定の業者に偏ることも考えられるため、複数の業者から見積書を徴取するなど、特定の業者への受注偏在を防ぐために、公正かつ透明性の高い全庁的に統一した手続きについて検討されたい。

#### (5) 法定定期点検の実施

法定定期点検を実施していない業務用車が見受けられた。法定定期点検は、道路運送車両法で規定されていることから、法令遵守はもちろんのこと、車両の安全確保の観点から確実に実施されたい。なお、車両の運行管理の委託先又は貸与先が、車検や法定定期点検を実施することになっている場合、確実に実施されているか、改めて確認されたい。

#### (6) 燃料費の削減

燃料費については、管財契約課で有人式給油の指定業者と単価契約しているが、コスト削減の観点から、セルフスタンドでの給油の可否について検討されたい。

### 4 交通事故防止について

#### (1) 運転できる者の基準

公用車を運転できる者については、正規職員に限らず所属長が認めた者となっており、運転することができる者の基準は設けられていない。兵庫県では、指定運転員制度があり、所属長があらかじめ指定することになっている。また、民間でも、運転免許証取得経過年数や過去の交通違反状況等の基準を設け、運転できる者を指名しているところもある。安全管理の点から、運転員の指定制度を導入することについて、調査研究されたい。

運転免許証の確認については、総務部長通知により、各所属長が年に2回確認することになっている。しかし、年1回しか確認していない課等も見受けられたため、総務部長通知の履行とともに、確認結果の報告を求めることを検討されたい。

また、委託先や貸与先において交通事故が発生した場合、委託者・貸与者たる市も管理・監督責任を問われることになるため、委託先等の状況も確認するとともに、私有自動車を使用している場合についても、運転者の交通違反の状況などを確認することを検討されたい。

#### (2) アルコールチェック

アルコールチェックについては、機器を所有しているにもかかわらず、チェックしていない場合やチェックをしても記録していない課等が見受けられた。飲酒運転を行いそれが人身事故を伴うと、市の社会的評価に与える影響も大きいことから、アルコールチェックを義務づけることについて検討されたい。また、委託先等については、アルコールチェックの実施などの安全対策や運行管理について、市と同程度の基準により業務を遂行しているかどうか、改めて確

認し、基準を満たしていないと認められる部分については、仕様書等に反映させることを検討されたい。

### (3) ドライブレコーダーの導入促進

ドライブレコーダーについては、交通事故を起こした時の映像記録が証拠となることや、市の主要施策である、安全・安心のまちづくりにも役立っていることから、全車への配備を検討されたい。

### (4) 安全運転管理

公務中における交通事故は後を絶たず、人身事故も発生している。このため、管財契約課は、職員ポータルに掲示板に交通安全ニュースを掲載し、職員で情報共有ができるようにするなど、安全運転の取組を進めている。しかし、交通事故を撲滅するためには、職員個人が交通事故の事例について、今後、どのような行動を取るべきか、あるいは、その事故に対して自分の日頃の運転を振り返って安全意識を高めるなど、より徹底した安全運転意識の醸成を図る必要がある。民間に範を示す公務員として、職員一人ひとりが交通事故について、随時考える機会を設けることを検討するとともに、全般的な交通事故対策について検討されたい。なお、交通事故の報告については規程に定めがあるが、交通違反の報告については定められていない。この点について、交通違反の報告を義務づけることで、職員の交通安全意識の向上に繋がると考えられるため、他市の状況も踏まえ、報告を義務づけることを検討されたい。

最後に、市の業務遂行上、公用車は不可欠である。しかし、維持管理に多額の経費を要するため、車両を適切に配置し、効率的な利用を図ることが求められている。また、依然として交通事故件数が減少していない状況の下で、安全運転に対する職員の意識の一層の高揚を図るなど、交通事故防止に向けた取組が求められている。

このため、今回の監査において、すでに述べた改善や検討を要するものを課題として認識しながら、公用車の適正な管理、運用、安全運転の確保に努められたい。

## 資料

(単位：台)

所管部署	車種	普通自動車		小型自動車		軽自動車		乗合 自動車	特種 用途 自動車	合計
		乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物			
専用車		3		3						6
共用車			1	1	9	5	37	1	1	55
秘書室	秘書広報課					1				1
総務部	総務課						2			2
	危機管理室			1					1	2
税務部	資産税課					2	3			5
	収税課						4			4
	債権管理課					3	1			4
市民部	人権文化センター				1		3			4
	東加古川サービスプラザ						1			1
	加古川市民センター						2			2
	加古川北市民センター						3			3
	野口市民センター					1	1			2
	平岡市民センター						2			2
	尾上市民センター						2			2
	別府市民センター						2			2
	両荘市民センター						2			2
	加古川西市民センター						2			2
	志方市民センター						2			2
協働推進部	生活安全課			4	1					5
産業経済部	観光振興課						1			1
	公設地方卸売市場						1			1
環境部	環境政策課		1							1
	環境第1課		1		1		5		27	34
	ごみ減量推進課						1			1
	環境第2課					2	3		9	14
	クリーンセンター		1		1		2			4
リサイクルセンター		5		2		3		3	13	
福祉部	高齢者・地域福祉課				1			1		2
	生活福祉課					1	3			4
	障がい者支援課							2		2
	介護保険課					5				5
	健康課					1	2			3
こども部	家庭支援課					2				2
	育児保健課				1		1			2
	幼児保育課							2		2
	こども療育センター				1				1	2
建設部	土木総務課				1		1			2
	営繕課						2			2
	公園緑地課		1		3		8		1	13
	道路保全課				4		5		4	13
	道路建設課						1			1
都市計画部	都市計画課			1						1
	市街地整備課						2			2
	開発指導課				1					1
	建築指導課				1		1			2

所管部署	車種	普通自動車		小型自動車		軽自動車		乗合自動車	特種用途自動車	合計
		乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物			
上下水道局	経営管理課			1		1				2
	施設課		1		1		8			10
	配水課						10		2	12
	下水道課						7			7
消防本部	本部	1			4		2		2	9
	中央消防署				1		1	1	13	16
	北分署								3	3
	西分署								3	3
	志方分署								3	3
	両荘分署								3	3
	東消防署				2		1		9	12
	南分署								4	4
	野口分署								3	3
	稲美分署								3	3
	播磨分署								3	3
分団									37	37
教育総務部	教育総務課						3	6		9
	学務課		2				1			3
教育指導部	社会教育・スポーツ振興課				1		1			2
	加古川公民館				1					1
	加古川西公民館				1					1
	東加古川公民館				1					1
	両荘公民館				1					1
	志方公民館				1					1
	加古川北公民館				1					1
	野口公民館						1			1
	氷丘公民館				1					1
	平岡公民館				1					1
	陵南公民館				1					1
	青少年育成課						1			1
	教育研究所				1					1
	文化財調査研究センター				1	1	1			3
	少年自然の家				1		2			3
中央図書館						2			2	
合 計		4	13	11	49	25	152	13	135	402